

## 令和元年度 第1回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会

日時：令和元年9月25日（水）

午前10時30分から

場所：エスポワールいわて小会議室

### 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）・・・・（資料1）

(2) その他

4 そ の 他

5 閉 会



岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(令和元年度現在)

氏名	所属及び職	出欠
青井 俊樹	岩手大学 名誉教授	
東 淳樹	岩手大学農学部 講師	
阿部 江利子	JA岩手県女性組織協議会 委員	
伊藤 英之	岩手県立大学総合政策学部 教授	欠席
菅野 範正	(公社)岩手県猟友会 専務理事	
渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 専門学芸員	
鷹 觜 紅子	岩手県森林・林業会議 幹事	
中 村 正	岩手県自然保護協会 常任理事兼事務局長	
水木 高志	さんりくESD閉伊川大学校 校長	

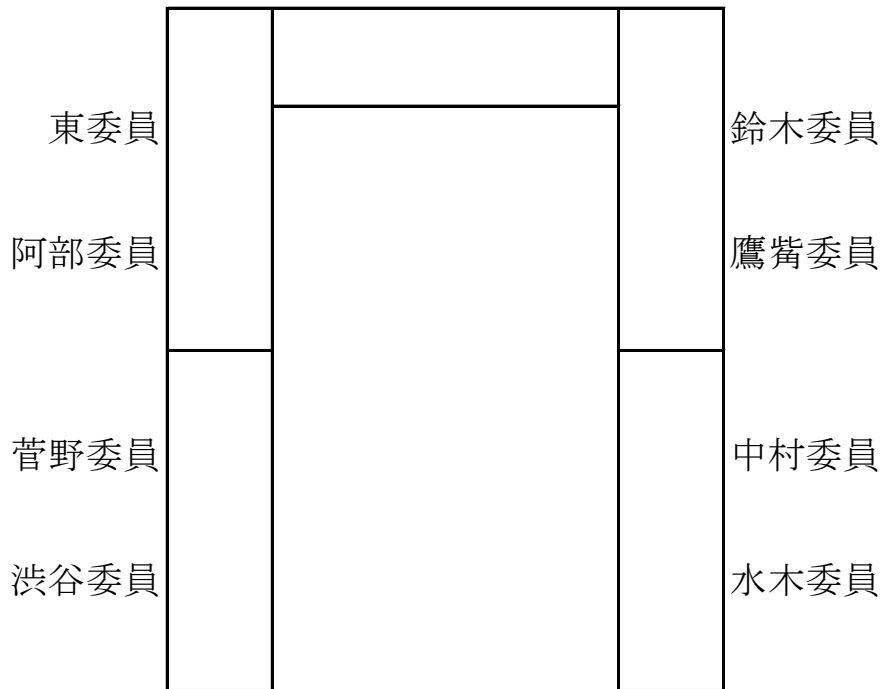
10名

出:9名

注) 五十音順

令和元年度 第1回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会 配席図

青井部会長  
(議長)



【事務局】



## 八幡平鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

## 1 名称

八幡平鳥獣保護区特別保護地区

## 2 区域

八幡平鳥獣保護区のうち、国有林岩手北部森林管理署 1、7、10、1492、1496、1552、1553、1554、1563、1564、1565、1566 林班及び盛岡森林管理署 693、784、792 林班に係る十和田八幡平国立公園特別保護地区の区域並びに国有林盛岡森林管理署 1564 林班に係る十和田八幡平国立公園第 1 種特別地域の区域（ただし、国有林岩手北部森林管理署 1552 林班い、ろ、は、に及びイ小班の区域を除く。）及び十和田八幡平国立公園特別保護地区に含まれる民有地の区域

## 3 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

## (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

八幡平鳥獣保護区は、八幡平市、滝沢市及び雫石町の 3 市町にまたがり、奥羽山脈の脊梁の一角である八幡平、岩手山、駒ヶ岳等の諸峰を擁した山岳地帯であり、ブナ、ミズナラ、ダケカンバ等の広葉樹やアオモリトドマツ、コメツガ等の針葉樹で構成される天然林、湿原、亜高山・高山帯から構成されている。このうち高山植物帯は、文化財として重要と位置付けられ、天然記念物に指定されている。また、希少な高山植物、学術上価値の高い樹木等を保存するため植物群落保護林に指定されている。

当該区域は、極めて良好な生息環境でもあることから、森林性の鳥獣から亜高山性の鳥獣まで多様な鳥獣が数多く生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は、主に岩手山や八幡平の山頂を含む亜高山帯から高山帯が中心となっており、コガラ、シジュウカラ、クロジ等の森林性の鳥類、ビンズイ等高原を好む鳥類、ノゴマ、イワヒバリ等の亜高山・高山性の鳥類やヤマネ、オコジョ、コウモリ類の獣類が確認されている。

これより、当該区域は八幡平鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 鳥獣保護管理員が定期的に巡回し、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

## 4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 1, 742 ha

## (1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	1, 742 ha	国有地	1, 720 ha
農耕地	—	県有地	—
水面	—	市町村有地	—
その他	—	私有地等	22 ha

## (2) 他の法令による規制区域

- ア 森林法（水源かん養・保健・土砂流出防備保安林） 1, 720 ha
- イ 自然公園法（十和田八幡平国立公園） 1, 742 ha
- ウ 文化財保護法（岩手山高山植物帯） 30 ha

## 5 指定期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで（10年間）

## 6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

## (1) 当該地域の概況

当地域は、八幡平市、滝沢市及び雫石町の3市町にまたがり、奥羽山脈の脊梁の一角である八幡平、岩手山、駒ヶ岳等の諸峰を擁し、一帯は県内屈指の優れた自然環境を有しており、なだらかな丘陵と急峻な山岳が連続する起伏の変化に富んだ地形からなっている。

ブナ、ミズナラ、ダケカンバ等の広葉樹やアオモリトドマツ、コメツガ等の針葉樹で構成される天然林、湿原、亜高山・高山帯から構成され、森林性の鳥獣から亜高山性の鳥獣まで多様な鳥獣が生息している。

## (2) 生息している主な鳥獣（鳥獣保護区を含む）

## ア 鳥類

ハヤブサ、オシドリ、ハチクマ、ハイタカ、ノスリ、ヤマドリ、キジ、ジュウイチ、カウコウ、ツツドリ、ホトトギス、コノハズク、オオコノハズク、フクロウ、ヨタカ、ハリオアマツバメ、ヤマセミ、アカショウビン、アオゲラ、アカゲラ、オオアカゲラ、イワツバメ、キセキレイ、コマドリ、ノゴマ、コルリ、オオルリ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、カシラダカ、クロジ、カワラヒワ、ミソサザイ、イスカ、ウソ、ホシガラス、ビンズイ、マヒワ、ベニマシコ、イワヒバリ、ウグイス など

## イ 獣類

キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ヤマコウモリ、トウホクノウサギ、ニホンリス、ヤマネ、ホンドオコジョ、ニホンアナグマ、ホンドイタチ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドテン、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンシュウモモンガなど

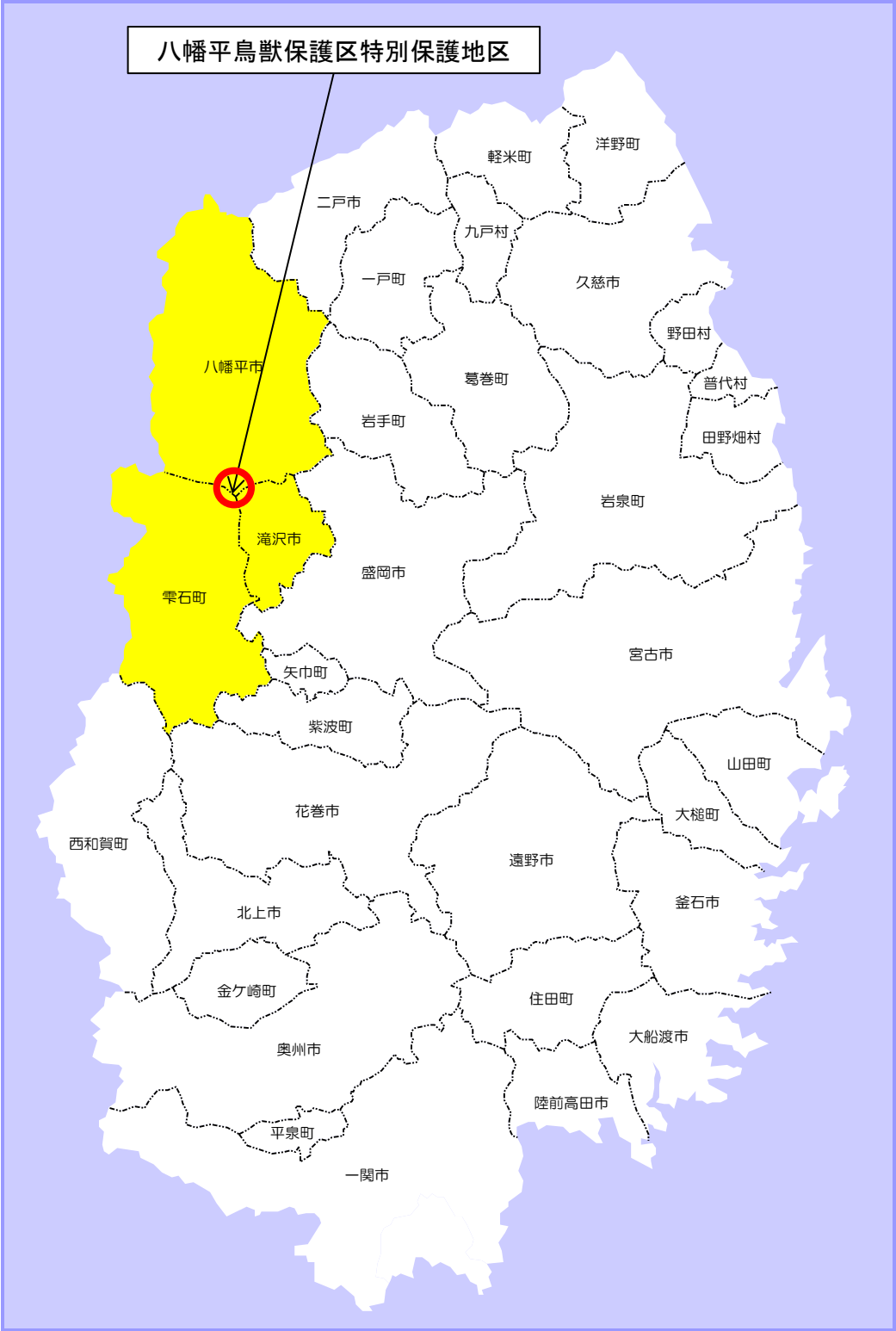
## 7 当該地域の農林作物の被害状況


特になし

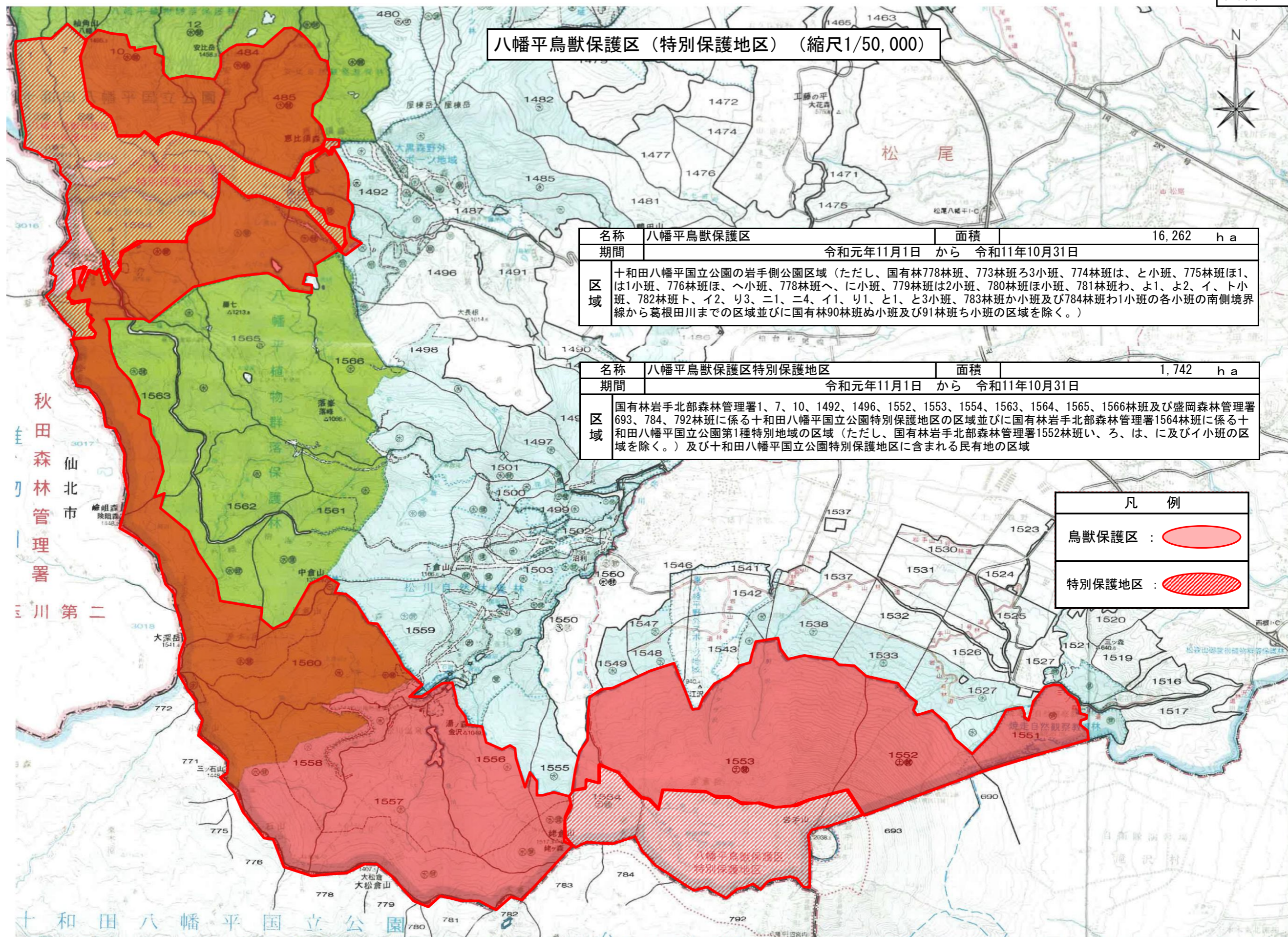
## 8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

# 令和元年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図



 : 該当市町村



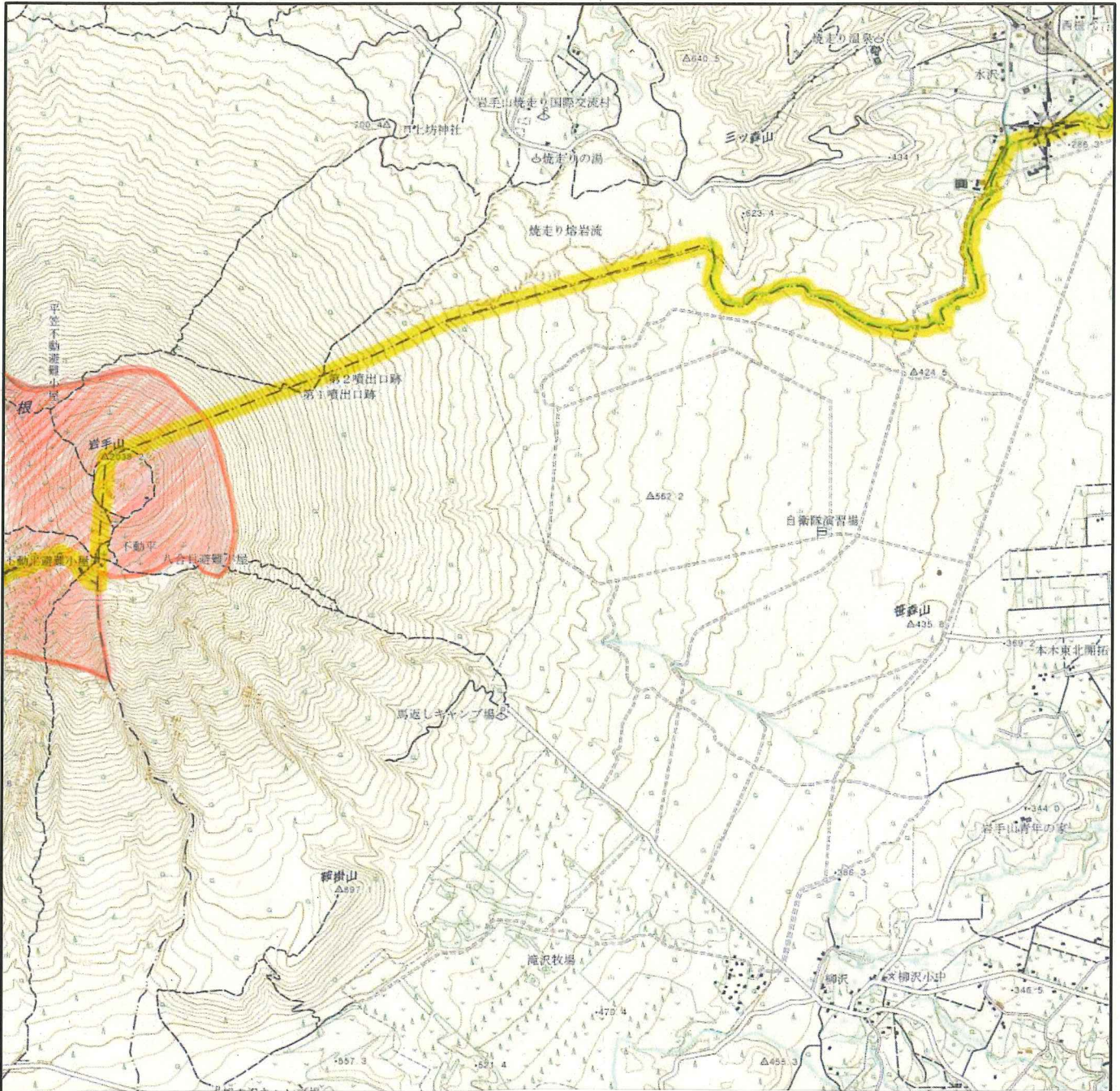
八幡平鳥獣保護区（特別保護地区）（縮尺1/50,000）

名称	八幡平鳥獣保護区	面積	16,262 ha
期間	令和元年11月1日 から 令和11年10月31日		
区域	十和田八幡平国立公園の岩手側公園区域（ただし、国有林778林班、773林班ろ3小班、774林班は、と小班、775林班ほ1、は1小班、776林班ほ、へ小班、778林班へ、に小班、779林班は2小班、780林班ほ小班、781林班わ、よ1、よ2、イ、ト小班、782林班ト、イ2、リ3、ニ1、ニ4、イ1、リ1、と1、と3小班、783林班か小班及び784林班わ1小班的各小班的南側境界線から葛根田川までの区域並びに国有林90林班ぬ小班及び91林班ち小班的区域を除く。）		

名称	八幡平鳥獣保護区特別保護地区	面積	1,742 ha
期間	令和元年11月1日 から 令和11年10月31日		
区域	国有林岩手北部森林管理署1、7、10、1492、1496、1552、1553、1554、1563、1564、1565、1566林班及び盛岡森林管理署693、784、792林班に係る十和田八幡平国立公園特別保護地区の区域並びに国有林岩手北部森林管理署1564林班に係る十和田八幡平国立公園第1種特別地域の区域（ただし、国有林岩手北部森林管理署1552林班い、ろ、は、に及びイ小班的区域を除く。）及び十和田八幡平国立公園特別保護地区に含まれる民有地の区域		

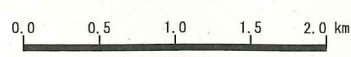
凡例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	





名称	八幡平鳥獣保護区特別保護地区		面積	1,742 ha
期間	平成31年11月1日から平成41年10月31日まで			
境界	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

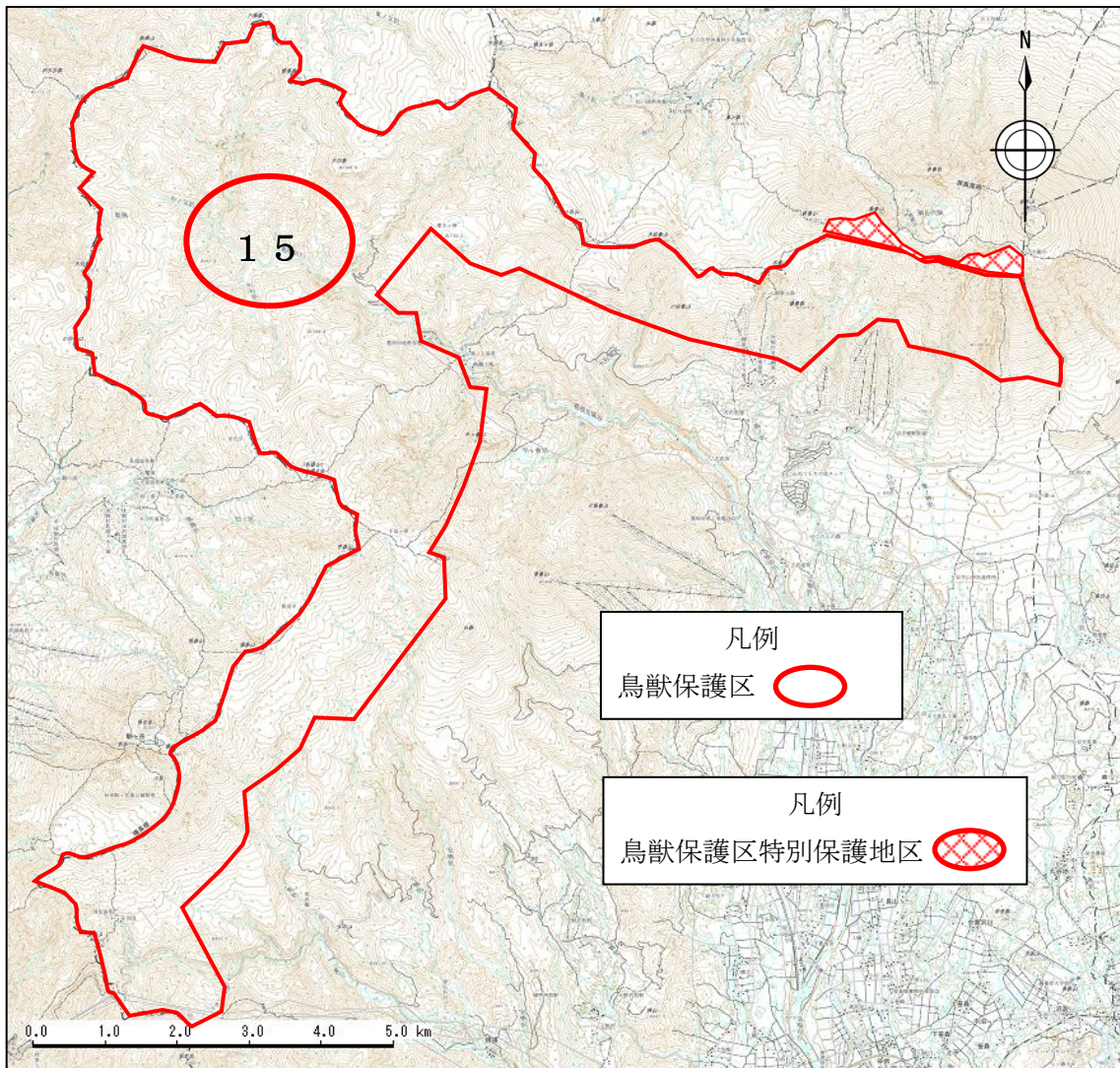
区域	<p>八幡平鳥獣保護区のうち、国有林岩手北部森林管理署1、7、10林班、国有林盛岡森林管理署93、784、792、1492、1496、1552、1553、1554、1563、1564、1565、1566林班に係る十和田八幡平国立公園特別保護地区の区域並びに国有林盛岡森林管理署1564林班に係る十和田八幡平国立公園第1種特別地域の区域（ただし、国有林盛岡森林管理署1552林班及びロ小班の区域を除く。）及び十和田八幡平国立公園特別保護地区に含まれる民有地の区域</p>
----	--



1:50000  
5

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。  
(承認番号 平25情使、第72-GISMAP31783号)

## 八幡平 鳥獣保護区特別保護地区等区域図面



名称	八幡平鳥獣保護区特別保護地区	面積	1,742ha
期間	平成31年11月1日 から平成41年10月31日まで		
境界			

区 域	<p>国有林安代事業区 1, 7, 10 林班、岩手事業区 492、496、552、553、554、563、564、565、566 林班、盛岡事業区 93 林班及び雫石事業区 784、792 林班に係る十和田八幡平国立公園特別保護地区の区域並びに国有林岩手事業区 564 林班に係る十和田八幡平国立公園第1種特別地域の区域（但し、国有林岩手事業区 552 林班イ及びロ小班の区域を除く。）</p> <p>※国有林事業区及び林班は旧称</p>
--------	--

## 山田町船越大島鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

### 1 名称

山田町船越大島鳥獣保護区特別保護地区

### 2 区域

山田町船越大島鳥獣保護区の区域

### 3 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 鳥獣保護区の指定区分 集団繁殖地の保護区

#### (2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

山田町船越大島鳥獣保護区は、陸中海岸船越半島の南東約1キロメートルの海上に位置する船越大島の全域であり、植生は、天然のタブノキ、アカマツの壮齢木から構成されており、林床は広くオオバジャノヒゲに覆われている。また、周囲には岩場があり、海鳥の良好な生息環境が保存されておりクロシジロウミツバメ等のウミツバメ類やオオミズナギドリの繁殖地となっている。

特別保護地区に再指定しようとする区域は、鳥獣保護区の全域であり、海鳥の繁殖地として生息環境を保全し、保護繁殖を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域で繁殖する鳥類及びその繁殖地の保護を図るものである。

#### (3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 定期的な鳥獣の生息状況モニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

### 4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 18ha

#### (1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	18 ha	国有地	-
農耕地	-	県有地	-
水面	-	市町村有地	-
その他	-	私有地等	18 ha

#### (2) 他の法令による規制区域

ア 森林法(水源かん養保安林) 18ha

イ 自然公園法(三陸復興国立公園) 18ha

ウ 文化財保護法(天然記念物) 18ha

### 5 指定期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで(10年間)

### 6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

#### (1) 当該地域の概況

当地域は、陸中海岸船越半島の南東1キロメートルの海上に位置し、三陸復興国立公園の一部となっている無人島で、植生は、天然のタブノキ、アカマツの壮齢木から構成されており、林床

は広くオオバジャノヒゲに覆われている。また、周囲には岩場があり、海鳥の良好な生息環境が保全されている。

(2) 生息している主な鳥獣

ア 鳥類

クロコシジロウミツバメ、コシジロウミツバメ、オオミズナギドリ、オオセグロカモメ、ミサゴ、ハヤブサ、トビ、ウミネコ、ゴイサギ、アオサギ、ウトウ、カルガモ、イソヒヨドリ、メジロ など

イ 獣類

特になし

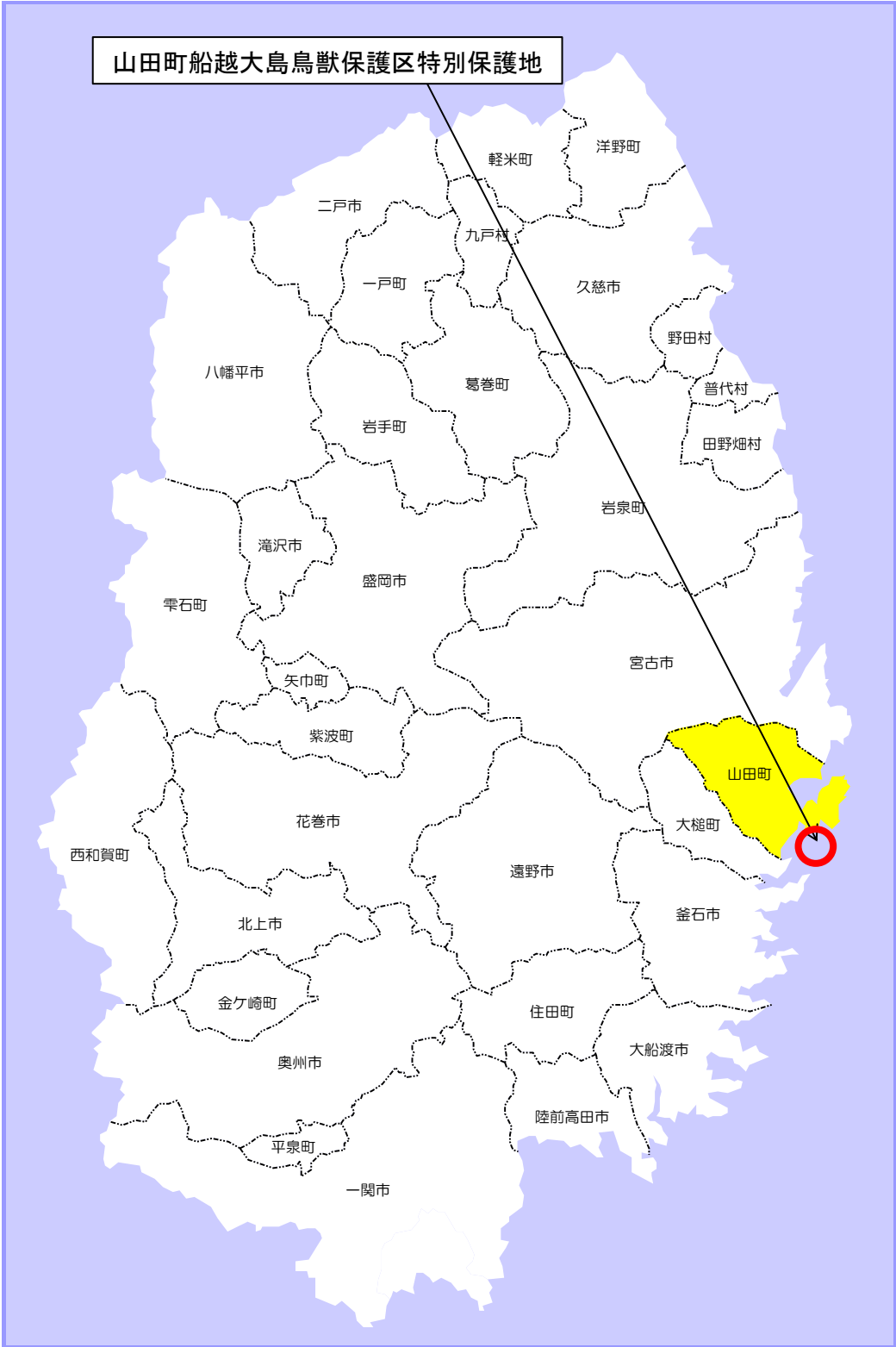
7 当該地域の農林作物の被害状況

特になし

8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

令和元年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図



■ : 該当市町村



名称	山田町船越大島鳥獣保護区特別保護地区		面積	18ha
期間				
境界		山田町船越大島鳥獣保護区の一円の区域		

区域	
	船越大島の海岸線を囲む一域

## 鳥獣の保護及び鳥獣保護区特別保護地区について

## 1 制度の概要

## (1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められるときに知事が指定し、鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷が禁止される。

開発等に規制はないが、区域内の土地又は木竹の所有者は、鳥獣の生息及び繁殖のため、知事が設置する営巣、給水、給餌等施設設置に対し拒否ができなくなる。

## (2) 鳥獣保護区特別保護地区

法第 29 条第 1 項に基づき、鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地保護を図るため、特に必要と認めるときに知事が指定し、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物等の新築等、一定の行為が規制(許可行為)される。

指定期間は、鳥獣保護区の存続期間内と同様。

## 2 県内の指定状況

## (1) 令和元年 10 月 31 日まで

①鳥獣保護区	129 箇所 (128,286ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 ( 6,188ha)

## (2) 令和元年 11 月 1 日以降(予定)

①鳥獣保護区	129 箇所 (127,973ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 ( 6,188ha)

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

### （鳥獣保護区）

**第二十八条** 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号の区域以外の区域

### （特別保護地区）

**第二十九条** 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 4 第2項の規定は第1項の規定による指定の変更について、第3条第3項の規定は第1項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第4条第4項及び第12条第4項の規定は第1項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第4条第4項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第15条第2項、第3項、第13項及び第13項並びに第28条第2項から第6項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更（同条第3項から第6項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。

### （鳥獣保護管理事業計画）

**第四条** 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない



## 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

(平成 29 年 9 月 21 日公表)

### Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

#### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

##### 4 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第 29 条第 7 項第 4 号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

##### (1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の 2 分の 1 以上の地区につき、それぞれの面積の 10 分の 1 以上を指定するよう努める。

##### (2) 大規模生息地の保護区

猛禽きん類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### (3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### (4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### (5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

##### (6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

##### (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。